特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康増進関連事務評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安平町は、健康増進事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に 影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態 を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

北海道安平町長

公表日

令和4年3月11日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

_」					
1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務				
①事務の名称	健康增進関連事務				
②事務の概要	保健指導、各種健康診査、がん検診等の対象者の管理を行い、記載の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 ■対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・肺がん検診 ・乳がん検診 ・胃がん検診 ・子宮頸がん検診 ・大腸がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診				
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイ	ル名				
社会福祉個人情報ファイル	•				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第1 項番76				
4. 情報提供ネットワーク	クシステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号 別表第二 項番102の2				
5. 評価実施機関におけ	ける担当部 署				
①部署	健康福祉課 健康推進グループ				
②所属長の役職名	健康福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開え	r·訂正·利用停止請求				
請求先	総務課 総務グループ 059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					

総務課 総務グループ 059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	4年2月28日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	1年5月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
					<選択肢>		
[基礎	項目評価語	!]			1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供:	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を	余 く 。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特	寺に力を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特	特に力を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	の委託]	〇]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	青報提供ネットワーク	ラシステム	を通じた提	供を除く。)]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	の接続		[]	接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい		
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部		
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行 2) 十分に行っている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	5. 評価実施機関における担 当部署①部署	健康福祉課	健康福祉課 健康推進グループ	事後	
令和1年6月20日	5. 評価実施機関における担 当部署②所属長の役職	課長 大窪 好己	健康福祉課長	事後	
令和1年6月20日	Ⅳリスク対策 1~9		新様式への変更	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	保健指導、各種健康診査、がん検診等の対象 者の管理を行い、記載の事務において特定個 人情報ファイルを取り扱う。	保健指導、各種健康診査、がん検診等の対象者の管理を行い、記載の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 ■対象となる検診(一次及び精密)の種類・肺がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診・子宮頸がん検診・大腸がん検診・大腸がん検診・・大腸がん検診・・開炎ウイルス検診・・骨粗鬆症検診・・歯周疾患検診	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠		行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号 別表第二 項番102の2	事後	
令和4年3月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数計数日	令和1年5月31日	令和4年2月28日	事後	
令和4年3月8日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数計数日	令和1年5月31日	令和4年2月28日	事後	
	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続	[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供) 十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明